

災害時等における施設利用の協力に関する協定（例）

この協定は、真岡市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）が、乙が指定を受けて管理する施設（以下「指定管理施設」という。）を、災害等又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、真岡市地域防災計画に定める避難所等（以下「避難施設」という。）として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（施設の利用）

- 第1条 甲は、災害時等において、避難者が指定管理施設に集まり事実上避難者が集まる場所となった場合その他必要と認める場合は、指定管理施設の一部又は全部を避難施設として利用することができる。
- 2 乙は、甲が指定管理施設を避難施設として利用する場合は、これに協力するものとする。

（対象施設）

- 第2条 甲が避難施設として利用することができる指定管理施設は、次のとおりとする。

施設名 〇〇

対象範囲 施設及びその敷地の全域

（避難施設の開設等）

- 第3条 甲は、災害時等において、指定管理施設を避難施設として開設する必要があると判断した場合は、当該施設を避難施設として開設することができる。
- 2 乙は、災害時等において、避難者が指定管理施設に訪れた場合又は周辺住民等から避難施設の開設を求められた場合は、速やかに甲へ報告し、避難施設の開設等について甲の指示に従うものとする。
- 3 甲は、指定管理施設を避難施設として開設することを決定した場合は、災害の規模、施設の被害状況等を勘案し、避難施設として利用する場所及び受入れ可能な避難者数等について、乙と協議の上、決定するものとする。

（管理責任者）

- 第4条 乙又は乙が指定する者を避難施設の管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。
- 2 管理責任者は、災害時等において避難者等の受入れを行うため、避難施設の開設及び運営に携わるものとする。
- 3 管理責任者は、避難施設の運営のための居室及び避難者等のために

必要となる場所を開放し、施設内の備品、電気、ガス、水道等の利用について協力するものとする。

（連絡体制）

第5条 管理責任者は、年度当初において、甲に緊急連絡先を提供し、相互の連絡体制について情報交換することとする。

（避難施設の管理運営）

第6条 避難施設の管理運営は、甲の責任の下、甲、管理責任者、自主防災組織、避難支援関係者等において行うものとする。

2 甲は、避難施設の状況を勘案し、運営に要する職員や物資等を適切に配置するものとする。

（災害時等の対応）

第7条 管理責任者は、甲が指定管理施設を避難施設として開設する場合、次の各号の業務を行う。

- (1) 施設の利用状況、被災状況を鑑み、施設を開放し、甲の職員とともに避難者等の受入れを行う。
- (2) 施設の開館時間内の災害時等には、甲と協議の上、甲の職員が参集する前においても、避難者等を受け入れるために、応急的に対応する。
- (3) 管理責任者が不在の際における災害時等には、甲の職員が単独でも避難施設を開設できるよう、開設に必要な施設の鍵を事前に甲に貸与するものとし、管理責任者についても可能な限り速やかに参集し、避難施設の運営に協力するものとする。
- (4) 甲が行う避難施設の開設及び維持管理に、可能な限り協力する。
- (5) 甲が用意した食糧、生活用品、資機材等の保管場所を確保する。
- (6) 前各号のほか、災害等における避難施設の対応に関する甲から要請された業務を行う。

（費用の負担）

第8条 避難施設の管理運営のために要する費用は、次のとおりとする。

- (1) 避難者等の受入れのために必要とする物資購入に係る費用は、甲の負担とする。
- (2) 災害等において、避難施設の開設により、人件費、施設管理費等が、「〇〇の管理に関する基本協定書」の内容を超える場合には、甲乙協議により、甲が負担すべき経費を決定するものとする。
- (3) 甲は、避難施設の利用を終了したときは、当該施設を現状復旧しなければならない。なお、管理責任者において現状復旧した場合は、その費用を甲に請求することができる。

（秘密の保持）

第 9 条 管理責任者は、本協定の履行に関して知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。乙の指定期間が満了し、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された後においても同様とする。

2 管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び真岡市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 2 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。乙の指定期間が満了し、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された後においても同様とする。

（その他）

第 10 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議により定めるものとする。

（協定の有効期間）

第 11 条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その限りではない。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 真岡市荒町 5 1 9 1 番地

真岡市長 中 村 和 彦

乙